

令和3年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和3年3月
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和3年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー4班、マリアナ諸島7班、パラオ諸島4班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、インド2班、フィリピン14班、インドネシア4班、その他地域9班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	シャン州、マンダレー地域、マグウェイ地域、ラカイン州、バゴー地域西部	10月中旬 ～ 10月下旬
	チン州、モン州、バゴー地域東部	11月上旬 ～ 11月下旬
	カヤー州、カレン州、カチン州、ザガイン地域東部、マグウェイ地域北部	12月上旬 ～ 12月下旬
	ザガイン地域西部、カレン州、バゴー地域東部	3月上旬 ～ 3月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	6月上旬 ～ 6月下旬
	グアム島	7月上旬 ～ 7月中旬
	サイパン島	8月中旬 ～ 8月下旬
	テニアン島	9月中旬 ～ 9月下旬
	グアム島	10月下旬 ～ 11月上旬
	サイパン島	2月上旬 ～ 2月中旬
	テニアン島	3月上旬 ～ 3月下旬

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島、コロール州	5月中旬 ~ 6月上旬
	ペリリュー島、アンガウル島	7月中旬 ~ 7月下旬
	ペリリュー島、アンガウル島、本島等	9月中旬 ~ 9月下旬
	ペリリュー島、アンガウル島、本島等	2月下旬 ~ 3月中旬
マーシャル諸島	クエゼリン環礁、ミレ環礁、マジェロ環礁等	8月頃
東部ニューギニア	東セピック州、サンダウン州	5月下旬 ~ 6月中旬
	東セピック州	6月下旬 ~ 7月中旬
	マダン州	7月中旬 ~ 8月上旬
	マダン州、オロ州	8月下旬 ~ 9月中旬
	モロベ州、オロ州	9月下旬 ~ 10月中旬
	モロベ州、ミルンベイ州	10月下旬 ~ 11月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ミルンベイ州、オロ州、セントラル州	11月下旬 ~ 12月中旬
	ガダルカナル島等	5月下旬 ~ 6月上旬
	ブーゲンビル島タロキナ、ブイン、シワイ等	7月上旬 ~ 7月下旬
	ニューブリテン島西ニューブリテン州等	8月中旬 ~ 9月上旬
	ガダルカナル島等	10月中旬 ~ 11月上旬
	ピエズ島、マサマサ島等	11月中旬 ~ 12月上旬
インド	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月中旬 ~ 2月中旬
	マニプール州、ナガランド州等	9月上旬 ~ 9月中旬 11月中旬 ~ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、ベンゲット	8月上旬 ~ 8月中旬 8月上旬 ~ 8月中旬 9月上旬 ~ 9月中旬 9月上旬 ~ 9月中旬 10月上旬 ~ 10月中旬

	州、ラウニオン州、パン パンガ州、サンパレス 州、イサベラ州、カガヤ ン州、ケソン州、ラグナ 州、バタンガス州	10月上旬 ~ 10月中旬
		11月上旬 ~ 11月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
		3月中旬 ~ 3月下旬
インドネシア	パプア州・スピオリ島	5月中旬 ~ 5月下旬
	パプア州・ジャヤプラ市	11月上旬 ~ 11月中旬
	西パプア州・マノクワ リ・ヤカチ	1月中旬 ~ 1月下旬
	パプア州・ビアク島	3月上旬 ~ 3月中旬
その他	バヌアツ、オーストラリ ア、北ボルネオ、モンゴ ル、鹿児島県西之表市喜 志鹿崎、米領パガン島、 ミクロネシア連邦、ギル バート諸島	5月下旬 ~ 3月頃

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域5班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガ イン地域、チン州、シ ヤン州等	2月頃
マリアナ諸島	サイパン島、テナン 島等	11月頃

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	11月下旬 ~ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	10月頃
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	6月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、オロ州等	2月頃
ビスマーク・ソロモン諸島	ソロモン諸島（ガダルカナル島）	10月頃
	ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島等）	2月下旬 ~ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島等	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月頃
		9月頃
その他	モンゴル、樺太・千島、バングラデシュ、鹿児島県西之表市喜志鹿崎	6月末頃 ~ 12月頃

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	5月下旬 ~ 6月上旬
	イルクーツク州	6月下旬 ~ 7月上旬
	沿海地方	9月中旬 ~ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	6月中旬 ~ 6月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬 ~ 8月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
	イルクーツク州	7月下旬 ~ 8月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	8月中旬 ~ 8月下旬

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、ロシア連邦政府等から情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、昨年 4 月に機密指定が解除されたことを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった 13 の埋葬地のうち、未整備と思われるものについての現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。
中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。
なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、昨年夏にとりまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方(令和2年8月厚生労働省社会・援護局)」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとする。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者遺骨の鑑定については、昨年5月にとりまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、同年7月に、遺骨の科学的な鑑定や鑑定に関する研究等を行う「戦没者遺骨鑑定センター」を立ち上げたところであり、引き続き鑑定体制の充実に努めていく。

7. その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。